

フルベッキと明治 15 年森林法草案

西 田 真 之

序

本稿は、明治学院大学法学部 50 周年を記念し、明治学院創立のために尽力したフルベッキ (Guido Herman Fridolin Verbeck, 1830-1898 年) に着目し、彼の法学分野で果たした功績をまとめ、さらに明治 15 年森林法草案での影響を検討することを目的とするものである⁽¹⁾。

フルベッキについては、これまで様々な視点からの先行研究が発表されてきている⁽²⁾。これには、フルベッキが長い年月日本で過ごす中で幅広い分野で業績を残したこともさることながら、彼に関する伝記が没後僅か 2 年の内に整理され、フルベッキ研究の基盤となる書籍が出版されていることとも関係すると思われる⁽³⁾。但し、フルベッキ研究の動向を見ると、彼の功績について専ら宣教師或いは教育者としての側面から焦点があてられているのに比して、法学分野での役割についてはあまり詳細に検討されていないようと思われる⁽⁴⁾。しかし、フルベッキは元老院の顧問として明治憲法の編纂に際して尽力したことが記され⁽⁵⁾、また「自由」という翻訳語が生まれた背景にフルベッキが関わっていることを示す興味深い研究成果も発表されている⁽⁶⁾。今後より詳しい考察が求められるテーマと言えよう。

そこで、本稿ではフルベッキが携わった法学関連の業績を改めてまとめ、その中で彼が口述者として名が記されているフランス森林法の翻訳書と明治 15 年森林法草案との関係につき、若干の考察を試みたい。これは、フランス森林

フルベッキと明治15年森林法草案

法の翻訳本が明治学院大学図書館に貴重書として所蔵されていることもあります、このフルベッキが口授者として関わったフランス森林法の翻訳本が有している意義について検討を加えてみる、という趣旨に基づく。

1. フルベッキの経歴と法学分野での功績

フルベッキは、1830年にオランダにて生まれる。1852年に渡米、コレラに罹患したことが契機となり聖職者を志すようになり、1856年にニューヨーク州オーバン神学校に入学する。卒業後、1859年に布教活動を目的として来日、長崎を拠点として宣教師及び教育者として活躍した。長崎奉行所の済美館や佐賀藩の設置した致遠館で、江藤新平・大木喬任・加藤弘之・細川潤次郎等、後の明治政府の法制度改革の中核を担う人々の教育活動にあたった。1869年（明治2年）には、フルベッキは東京へ上京、開成学校の語学・学術教師として就任したが、その際にフルベッキは書簡で自身が日本の法制度改革の顧問として参画する旨を書き綴っている⁽⁷⁾。翌年大学南校教頭に着任⁽⁸⁾、1873年（明治6年）に顧問として正院の翻訳局と左院に兼務することとなったが⁽⁹⁾、1875年（明治8年）には左院の廃止に伴い元老院顧問としての任に就く。1877年（明治10年）、明治学院の前身にあたる東京一致神学校に赴任、神学講師となつた。その後、1886年（明治19年）に明治学院創立のための初代理事に選出されると、翌1887年（明治20年）に明治学院が創立された際には神学部教授に着任した。さらに、1888年（明治21年）には明治学院理事員会議長となり、その後も明治学院と深いつながりを有する活動に携わつたが、1898年（明治31年）に日本で死去、青山墓地に埋葬された。

フルベッキは、宣教師として教育者として、来日後に明治期の近代化の過程で幅広い分野で功績を残しているが、法学分野でも重要な役割を果たしていることが当時の文献の中に記されている。例えば、箕作麟祥が翻訳した『仏蘭西

法律書『刑法』の凡例には、校訂の作業で「事由ノ明晰ナラサル者ハ美国教師
（ママー）フルベッキ氏ニ就正ス」⁽¹⁰⁾という記述があり、また 1878 年（明治 11 年）に刊行された『法律格言』はブーヴィエール著、細川潤次郎訳註となっているが、フルベッキの尽力により翻訳した西洋における法格言の掲載する順序を定めたことが記されている⁽¹¹⁾。

このようにフルベッキは専ら口述者として、明治初期の西洋法学文献の翻訳事業に関わっている。管見の限りでフルベッキの名前が口述者として明記されている法学関連の和装本を一覧表としてまとめたのが【表 1】、法学関連の著作を一覧表としてまとめたのが【表 2】である⁽¹²⁾。

【表 1】・【表 2】から見ての通り、フルベッキが携わった翻訳書が広範囲に亘る法分野であり、またフランス・アメリカ・ドイツ・オランダと、扱っている法制度も西洋諸外国に跨っていることが分かる。これはフルベッキが法学を修めてはいなかったものの、母語のオランダ語のみならず、フランス語・英語・ドイツ語を早くより学び、各言語を習得していたことによるものだったが⁽¹³⁾、こうした能力がその後の日本における法律書の翻訳に寄与したと言えよう。

この内、フランス森林法が和装本及び著作双方の形で訳出されていることが確認できる。そこで次章では、明治期の森林法制の形成過程と共にフルベッキが訳出したフランス森林法の翻訳本との関係に焦点をあてながら見てゆく。

2. 森林法制の樹立過程

（1）明治期の森林法成立の経緯

最初に、明治期の森林法草案立案の経緯を簡単に整理しておこう⁽¹⁴⁾。

幕藩体制においては、大まかに 4 つの形態で以って森林を分類していた。すなわち、藩が占有権・利用権を独占的に確立し優良用材木の研伐事業を行うた

フルベッキと明治 15 年森林法草案

【表 1】 法学関連のフルベッキ口述本（和装本）

番号	「タイトル」	『書名』	用紙	口述者	筆記者	備考
1.	「譯ノテール規則」	『規則書類摘譯 二編 二』	太政官	米人 ベルベッキ氏讀授	富島永譽・光増重健	「テ子ーラーランド、ウットブケン」 ¹
2.	「公園各規摘抄」	『規則書類摘譯 二編 二』	太政官	米人 ヴヘルベッキ氏口譯	光増重健・富島永譽 筆記	
3.	「和蘭墓地規則」	『規則書類摘譯 二編 二』	太政官	ベルベッキ氏口譯	富島永譽 筆記	
4.	「專賣免許開版免許譯文」	『規則書類摘譯 二編 五』	太政官	儲師 弗爾伯幾氏口譯	光增重健 校正 富島永譽 筆受	「米人「ヂヨン、ジー、ウユルス」氏著「エベリイメン、ヒスオウンローエル」書名 鈔譯」
5.	「佛朗西銀行定規」	『佛朗西銀行定規』	左院	米人 ベルベッキ氏讀授	光增重健 筆記	「コードナボレオン 附錄」 ²
6.	「佛朗西銀行定規」	『佛朗西銀行定規』	元老院	米人 ベルベッキ氏讀授	光增重健 筆記	「コードナボレオン 附錄」 ²
7.	「森林法ヲ施行スルニ付テノ布告 卷ノ一 千八百二十七年八月一日」	『森林法 一』	太政官	米人 ヴヘルベッキ氏口述	正院法制課 河内信朝・光増重健 筆記	2巻本。本書は第1条から第123条までが訳出されている。
8.	「森林法ヲ施行スルニ付テノ布告 卷ノ二 千八百二十七年八月一日」	『森林法 二』	太政官	米人 ヴヘルベッキ氏口述	正院法制課 河内信朝・光増重健 筆記	2巻本。本書は第124条から第199条までが訳出されている。
9.	「佛國森林法 卷ノ一」	『佛國森林濃 乾』	太政官	米人 ヴヘルベッキ氏講授	河内信朝・光増重健 筆記	2巻本。本書は第1条から第112条までが訳出されている。
10.	「佛國森林法 卷ノ二」	『佛國森林濃 坤』	太政官	米人 ヴヘルベッキ氏講授	河内信朝・光増重健 筆記	2巻本。本書は第113条から第226条までが訳出されている。
11.	「法學指鏡」	『法學指鏡 一』		米國 ヴエルベツキ氏口譯	忘筌社員 筆受	2巻本。「エムレスクバーク氏」著。明治10年9月出版。櫻井氏藏梓
12.	「法學指鏡」	『法學指鏡 二』		米國 ヴエルベツキ氏口譯	忘筌社員 筆受	
13.	「コードナボレオン 附錄目次」	『コードナボレオン 附錄目次』	元老院	米人 ベルベッキ氏讀授	富島永譽・光増重健 筆記	
14.	「獨逸聯邦及各國刑法比較書」	『獨逸聯邦及各國刑法比較書』	元老院	米人 ヴヘルベッキ氏講	光增重健 筆授	* ³
15.	「人民集會規則 コードナボレオン 附錄抄譯」	『人民集會規則 コードナボレオン 附錄抄譯』	元老院	米人 ベルベッキ氏讀授	光增重健 筆記	「コードナボレオン 附錄」

* 1 本規則の翻訳は、「佛朗西・和蘭陀ノテール規則 合巻」(司法省、明治 11 年 3 月) に影響を与えたものと考えられる。同書の例言において、「和蘭規則ノ本文ハ奮正院法制課ニ於テ米利堅人「ヴエルベツキ」ノ口譯ヲ筆記セシモノハ更ニ雇教師和蘭人「ラッパール」ニ質シテ校正ス」と言及されている。

* 2 それぞれ、左院版と元老院版のものがあるが、載録されている定規の中身や順序は同一である。

* 3 本書については、他にも太政官の用紙で筆記されている。同タイトル・同書名の和装本がある。但し、元老院版では冒頭にフルベッキの名前が記載されているのに対し、太政官版にはフルベッキの名前が書かれていない。

また、司法省の用紙で筆記されている「各國刑法比較纂集」の和装本もあり、内容はほぼ同様のものである。司法省版の冒頭にもフルベッキの名前は載せられていないが、中には「ベルベツキ」と記されている箇所がある。こちらは、1887 年(明治 20 年) 前後の文書と思われる(『法務図書館所蔵 貴重書目録』法務図書館、1973 年、14 頁)。

フルベッキと明治 15 年森林法草案

【表 2】 法学関連のフルベッキ口述本（著作）

番号	『書名』	刊行年月	発行元	口述者	筆記者	備考
1.	『日耳曼議院之法 全』	明治 9 年 12 月	不明	ジー、エフ、フエルベッキ氏英譯	細川潤次郎 再譯并註	「一千八百七十一年刊行「ヤールブグ」ト題セル一歳中ノ事ヲ記載スル書ニシテ「ホン、ホルチエンドルフ」氏ノ著ハスナリ」
2.	『歐洲各國憲濶』	明治 10 年 9 月	元老院			本書には、「西班牙」、「瑞士」、「葡萄牙」、「荷蘭」、「丁抹」、「伊太利」、「獨逸」、「澳地利」の憲法が訳出されている。この内、フルベッキは「丁抹」、「伊太利」、「獨逸」の憲法を口訳している。
	「丁抹國憲」			米國 ヴヘルベック氏口譯	齋藤利敬 筆記 細川潤次郎 校正	
	「伊太利國憲」			ヴヘルベツキ氏口譯	齋藤利敬 筆記 細川潤次郎 校正	
	「獨逸國憲」			ヴエエルベツキ氏口譯	齋藤利敬 筆記 細川潤次郎 校正	
3.	『會員必讀』	明治 11 年 3 月	元老院	米國 ジャニラウス・エル別吉誌	細川潤次郎 再識	「著作者ノ姓名ヲ載セスシテ只米國「ヒラデルヒア」ノ裁判所ノ故議員タリシノ著作ナリト謂フ」
4.	『佛國森林法・同執行法令 完』	明治 15 年 5 月	元老院			
	『佛國森林法』			米人 ヴヘルベック氏口授	日本 河内信朝・光増 重健 筆記 矢代操 校	*1
	『佛國森林法執行法令 千八百二十七年八月一日』			米人 ヴヘルベック氏口授	日本 河内信朝・光増 重健 筆記 矢代操 校	*2

* 1 和装本の「佛國森林法 卷ノ一・二」と同様の内容であるが、表現の異なる箇所も存在する。例えば、同法第 226 条は、和装本では「山峰山脚及ヒ海邊且ツ「ランド」ノ沙地ニ在ル森林ハ三十年全ク無税タル可シ」となっているが、著作版では「山峯、山腹及ヒ海邊、荒蕪地ノ沙地ニ存ル森林ハ三十箇年全ク無税タル可シ」と、異なっている。

* 2 和装本の「森林法ヲ施行スルニ付テノ布告 卷ノ一・二 千八百二十七年八月一日」と同様の内容であるが、表現の異なる箇所も存在する。和装本では「メートル」と訳した後に、「九我三尺三寸強」(第 110 条), 「九我三尺三寸三厘三毛」(第 122 条) と表記されているが、著作版ではこうした表現はなされず、単に「メートル」となっている。

めに領民の立ち入りを禁止又は厳重に制限していた藩営林、農民が農業生産を持续する必要から集団的に占有・利用していた農用入会林、諸人の願い出により許可された造林で成木を一定の割合で藩と育成者とで以って分収する部分林、そして私的経営林としての性格を有していた私営林、である⁽¹⁵⁾。このような大枠の分類は存在していたものの、明治初期においては森林を管轄する行政組織が転々としたこともあり、体系的な森林関係の法令は整備されず、結果として濫伐・山林の荒廃を招いた。森林に対する包括的規定の制定は、最終的には明治 30 年森林法の成立まで待たなければならないこととなるが、それ以前

の段階より、山林の荒廃を防止すること、殖産興業として林業を確立する必要性に迫られたこと、等の要因により、森林法草案が編まれていった。

まず、1875（明治 8 年）に大久保利通から三条実美に対し、「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」という建白書が提出された。これは内務省が着手すべき 4 つの項目を建議したものであったが、その 1 つに「山林保存・樹木栽培ノ目的及其規則・方法・費額等」⁽¹⁶⁾ が挙げられ、その上で、山林を国家が規制するための法整備として仮山林規則を試案としてまとめている⁽¹⁷⁾。これは僅か全 12 章 39 カ条より成る規則であったが、森林を統括するため内務省に山林局を設置し、官林の管理について規定を置くものであった。仮山林規則は施行されることはなかったものの、その後の森林行政や法制に影響を与えていた⁽¹⁸⁾。

その後、西洋諸外国の森林法制に関する著作の翻訳事業と相俟って、1882 年（明治 15 年）に農商務卿の西郷従道より左大臣の岩倉具視に宛てて「森林法ヲ定ムルノ議」が出され、我が国最初の森林法草案が示された。これが明治 15 年森林法草案である。この草案は全 10 編 201 カ条より構成され、参事院に回付されたものの、発布されることとはなかった⁽¹⁹⁾。

さらに、1896 年（明治 29 年）に森林法案が帝国議会に提出された。同法案は、全 7 章 102 カ条より成るものであったが、明治 15 年森林法草案の精神が随所に見受けられるものと評価されている⁽²⁰⁾。この明治 29 年法案は、会期の期日を迎えたために審議未了となった。翌 1897 年（明治 30 年）に再度森林法案が提出され、全 6 章 58 カ条より成る明治 30 年森林法が成立した。これにより森林一般に対する基本法が制定されたことになったが、その主眼が保安林・森林警察・森林犯罪等、森林保護のための消極的方針を定めるものであったため、より森林利用を積極的に促進させるための施策を要することが求められ、1907 年（明治 40 年）に全 8 章 112 カ条の改正案が示され、森林法が改正されることとなつた⁽²¹⁾。

(2) 明治 15 年森林法草案とフルベッキ口授本

明治初期の森林法制定の過程を概観してきたが、この内、明治 15 年森林法草案については 1827 年フランス森林法の影響が強いことは、これまでも指摘されてきている⁽²²⁾。明治初期における欧米諸国の森林法制を内容とする翻訳書について、管見の限りでまとめたのが【表 3】であるが⁽²³⁾、諸外国の森林法制の中でもフランスに関する森林法制の翻訳が積極的に進められていることが分かる。こうしたことからも、フランスの森林法制が明治期の我が国の森林法制樹立に寄与したことが窺える。その一方で、フランス森林法のどのような資料が参照され、文言が盛り込まれたのかという点はまだ検討の余地があるところである。

検討の詳細に入る前に、まずは明治 8 年仮山林規則と明治 15 年森林法草案の構成及びその内容の相違点を比較しておこう。仮山林規則は全 12 章 39 カ条より成るものであったが、明治 15 年森林法草案は全 10 編 201 カ条より構成されており、内容面でも整備されている。例えば、仮山林規則では林を官林・官民共有林・民林の 3 種に区分しているが（第 3 条）、明治 15 年森林法草案では官有森林・歩分森林・保存森林・民有森林の 4 種が規定され（第 2 条）、官有森林のみならず、全国の森林に対して強い統制の規定が盛り込まれているという特徴がある。

具体的に見ると、明治 15 年森林法草案では森林官の役職を規定し、森林官になるには森林学校を卒業、又は 3 年以上森林の職務に従事しなければならないこと（第 3 条）、そして森林官には森林犯罪に対する犯人捜査や逮捕、告発するための強い権限が与えられている（第 173 条以下）。また、森林犯罪の規定についても充実化が図られた。仮山林規則では、官林の禁制として樹木の盜伐、家畜の入り込み、鑑札の不携帯、火を焚くこと、等の僅か 6 カ条の禁止規定しか置かれていなかったが（第 20 条以下）、明治 15 年森林法草案では全国の森林

フルベッキと明治 15 年森林法草案

【表 3】 欧米諸国の森林法制の翻訳本（明治初期）

番号	『書名』	刊行年月	発行元	著者	翻訳者・筆記者	備考
1.	「澳國博覽會報告書 山林部」	明治 8 月 8 月	澳國博覽會事務局			*1
	上「山林管制ノ趣旨報告書」			辨理公使元兼澳國博覽會事務副總裁 佐野常民		
	上「博士マルヘット氏トノ問答」				緒方道平	
	上「山林培養法」				緒方道平	
	中「山林主用論」				緒方道平	
	中「山林變用論」				緒方道平	
	中「山林防害説」				緒方道平	
	中「澳國山林局官制」				緒方道平	
	下「マルヘット氏山林制度論」			維納府近傍マリアブロン樹林大學校國政兼法律學教師 博士グスタブ、マルヘット	緒方道平	
	下「澳國山林法律」				緒方道平	
	下「山林經濟論」				緒方道平	
2.	『山林叢書』					
	第 1 卷「山林培養法」	明治 11 年 4 月	内務省地理局		緒方道平 筆記	「澳國博覽會報告書 山林部」「山林培養法」と同様の内容。
	第 2 卷「山林本用論」	明治 11 年 5 月	内務省地理局		緒方道平 筆記	「澳國博覽會報告書 山林部」「山林主用論」と同様の内容。
	第 3 卷「樹實採取及貯蓄法」	明治 11 年 5 月	内務省地理局		松野禰 抄譯	
	第 3 卷「山林問答抄譯」			佛國人 アント子ンヲルーセー氏著	水谷忍 譯	
	第 4 卷「佛國林制概畧」	明治 11 年 6 月	内務省地理局	佛國人 ジユッポン氏口授	片山直人 筆述	
	第 5 卷「比氏萬有節用」	明治 11 年 8 月	内務省地理局		吹田鶴六 抄譯	
	第 5 卷「蟲害驅除法」			獨乙博士 テオドールハルトイヒ氏述	地理局 松野禰 抄譯 江連堯則 校	
	第 6 卷「山林問答抄譯」	明治 11 年 11 月	内務省地理局	佛國人 アント子ンヲルーセー氏著	水谷忍 譯	
	第 7 卷「官林說附公債」	明治 11 年 12 月	内務省地理局	佛人 アギュルノード著	日本 周布公平 譯	
	第 8 卷「樹林學講義第二編抜抄」	明治 12 年 1 月	内務省地理局		首藤諒 譯	
	第 9 卷「山林監守第一編抜抄」	明治 12 年 1 月	内務省地理局		和田順吉 譯	
	第 10 卷「木材保護ノ術」	明治 12 年 2 月	内務省地理局		片山直人 筆記	
	第 10 卷「官林賣却研究」			佛國 ジユバンビーユ氏著	小出拙藏 譯	
	第 11 卷「普魯西森林大學校濃則」	明治 12 年 3 月	内務省地理局		松野禰 譯	
	第 11 卷「佛蘭西山林學校條款」				小出拙藏 抄譯	

フルベッキと明治 15 年森林法草案

番号	『書名』	刊行年月	発行元	著者	翻訳者・筆記者	備考
2.	第 12 卷「樹木作方初學」 第 12 卷「樹栽培豫算表ノ略記」 第 13 卷「樹木作方初學第二篇」 第 14 卷「内外國山林書指譯」	明治 12 年 4 月	内務省地理局 内務省山林局 内務省山林局	佛國山林學士 ロランツ氏著述 佛國山林學士 ロランツ氏著述 佛國 造船家アトルフ、エ、 ジユホン・山林家 ブッケー、ド、ヲ、 グリー 両氏著	小出拙藏 譯 片山直人 署記 小出拙藏 譯 佐波一郎 譯 片山直人 校	「伐木ヲ論ズ」・「薪木伐木ノ説」・「用材伐木ノ説」・「海松ノ説」が載録されている。
	第 15 卷「山林監守第三篇抜抄」	明治 12 年 7 月	内務省山林局		和田順吉 譯	
	第 16 卷「樹木作法第貳篇」	明治 12 年 8 月	内務省山林局		小出拙藏 譯	
3.	『樹藝簡要』	明治 11 年 12 月	不明	ヴィダル	小出拙藏	著者は、「佛國官林大監守」と記されている。
4.	『一國山林經濟學』	明治 12 年 7 月	奎文堂	獨乙國山林學士 カルハ・フィシュバ フ	大分縣士族 首藤諒	
5.	『森林保護要畧 全』	明治 14 年 2 月	内務省山林局	ヴィダル	和田順吉	著者は、「佛國奮森林監守長」と記されている。 本書の一部訳は『山林叢書』第 9 卷及び第 15 卷に収録されている。
6.	『樹林學講義』	明治 14 年 ～ 明治 15 年	有隣堂 (第 1 編は、 内務省山林局 出版、第 2 編 以降は、農商 務省山林局出 版、となっ ている。)	獨逸人 フィシュバ フ	首藤諒 譯述	構成と刊行年月は、第 1 編卷之 1 (明治 14 年 2 月)、 卷之 2 (3 月)、第 2 編卷之 1 (5 月)、卷之 2 (8 月)、 第 3 編卷之 1 (11 月)、卷之 2 (11 月)、第 4 編卷之 1 (明 治 15 年 1 月)、卷之 2 (1 月)、第 5 編卷之 1 (3 月)、 卷之 2 (3 月)、第 6 編卷之 1 (5 月)、卷之 2 (6 月)、 卷之 3 (6 月)、となっている。
7.	『佛蘭西 森林法・森林法執行命令合巻附参考』	明治 14 年 7 月	農商務省山林 局		黒田綱彦 譯 山林局員 荒川 省吾・丸尾漸・ 中島謙三 校	
8.	『佛國森林法・同執行法令完』	明治 15 年 5 月	元老院	米人 ヴヘルベッキ 氏口授	日本 河内信 朝・光增重健 筆記 矢代操 校	
9.	『山林實務要訣』	明治 16 年 6 月	有隣堂	クリノン ウアスロト	陸實	「クリノン氏」は、「佛蘭西 「セイス、エ、ロアーズ」 郡ノ山林監護者」、「ウアス ロト氏」は、「佛國控訴裁判 所ノ代言師」と記されている。

* 1 本書は、上・中・下の 3 卷本である。尚、国立公文書館に所蔵されている「公文録—明治 9 年—第 243 卷—澳國博覽會報告書第 4」も併せて参照した。

に対する罰則規定として対象を広げ、竹木・鉱物・土石その他の窃取、経界の侵蝕・侵墾、火災、家畜の森林への牽引、竹木・土石その他の堆積、森林官に対する樹木・木材の記号・検印の偽造や盗用、といった細かい条文を盛り込んでいる（第 135 条以下）。

また、民有森林に対しても、目通り周囲 1 尺以上の樹木を研伐する際には森林所有者から予め森林局への届け出を要し（第 108 条）、研伐及び土石の掘採により森林への傷害やその可能性がある場合には森林官はそれを制限又は停止ができる（第 109 条）、また民有森林を開墾する場合には 6 カ月以前に府県庁に願出許可を要すこと（第 113 条）、仮に許可を得ずに開墾をした場合は罰せられること（第 114 条・第 115 条）、と研伐や開墾について著しい制限が加えられている。さらに、保存森林に指定された場合は、竹木の研伐、鉱物・土石の掘採、牧畜・開墾をすることは原則として禁じられ（第 100 条）、例え手入れのために竹木の研伐、落葉・柴草の採取、焼畑・切替畑を開作する場合でも 6 カ月以前に府県庁に願出許可を要すこと（第 102 条・第 103 条）、とより厳重に制限されている。また、民有森林であっても、仮に海軍省が船艦用材に適当な樹木、すなわち海軍船艦供備木を選択した場合、当該樹木を研伐する際には 5 カ月以前に地方森林局へ届出を要し、届出を怠ると罰金刑に処されること（第 118 条）、届出を提出後 5 カ月間に海軍省が当該樹木の買収手続きをしない場合に所有者が研伐することが可能となること（第 120 条）、とされた。仮山林規則では、民林の菱伐にあたっては基本的には所有者・共有者の自由とされており、良材 500 本以上を菱伐する時、または 5 町歩以上の森林を残らず菱伐する時に限り、2 カ月前に森林支局への届出を要することになっている（第 38 条）のに比して、明治 15 年森林法草案では官有森林のみならず、民有森林であっても研伐が顕著に制限され、強い統制がなされていることが分かる。

このように、仮山林規則から明治 15 年森林法草案へと内容が大きく変遷しているが、その背景にはフランス森林法の影響が大きい。これは明治 15 年森

フルベッキと明治 15 年森林法草案

林法草案の立法過程を示す文献、『森林法草案・森林法草案参考書』⁽²⁴⁾にも記されている。例えば、明治 15 年森林法草案における森林官についての規定（第 3 条）はフランス森林法第 3 条やフランス森林法執行法令第 51 条を参考としている点、さらに民有森林や海軍船艦供備木等の明治 15 年森林法草案の特徴を成す条文の多くがフランス森林法を参考とした旨が示されている⁽²⁵⁾。中には、森林官の職務について定めた明治 15 年森林法草案第 4 条「森林官ノ職務ハ行政ト司法トヲ問ハス他ノ職務ト兼ヌル事ヲ得ス」の規定は、『森林法草案・森林法草案参考書』では参考とした外国法令がフランス森林法第 4 条である旨が記されているが、そこで示されている訳文は「森林官ノ職務ハ行政ト司法トヲ問ハス總テ他ノ職務ト兼ヌル事ヲ得ス」と、ほぼ同様の文言でもって規定されており、如何にフランス森林法の影響が大きかったかを窺い知ることができる。但し、そこで引用されているフランス森林法の翻訳は、フルベッキ口授訳とは異なっている。先の森林官について規定された第 4 条は、フルベッキ口授版では「森林管理吏員ノ職務ハ他ノ行政官或ハ司法官ヲ兼務スルコトヲ得ス」となっている。一方、黒田綱彦訳版は「森林官ノ職務ハ行政ト司法トヲ問ハス總テ他ノ職務ト兼ヌルコトヲ得ス」と訳出されており、明治 15 年森林法草案の文言と同一であることが分かる。

この訳の相違は、フランス森林法の翻訳には 2 種のテキストがあることと関係すると考えられる。【表 3】でも示しているように、フランス森林法の翻訳として刊行されているのは、黒田綱彦訳版のテキストとフルベッキ口授版のテキストである。『森林法草案・森林法草案参考書』に掲げられているフランス森林法の訳文は、先の第 4 条の規定も含め参考条文として黒田綱彦訳版を引用していることから、明治 15 年森林法草案は黒田綱彦訳版を下敷きとして立案されたと考えられる。では、それぞれの翻訳本の果たした役割は何だったのだろうか。

フランス森林法の翻訳本として 2 種類のテキストが相次いで刊行されている

ことの経緯は、山林局長であった桜井勉が 1880 年（明治 13 年）に書き記した『山林局務引継書』に次のような言及がある。「仏國山林法ノ校訳ハ往年図書局ニ託シタル訳本及正院司法省ノ訳本ヲ比較セシニ異同アリ。詳略アリ。已ムコトヲ得ス。再訳ヲ田中耕造ニ託シタリ。然レトモ其整否ニ至テハ未タ確保スヘカラサルカ故ニ丸尾漸ヲシテ黒田綱彦ニ就キ逐条質疑訂正セシメタリ。今ヤ既ニ數十条ヲ了セリト雖其完了ニ至テハ猶数月ヲ要スヘシト思考セリ。但校訳完了セハ刊刻シテ之ヲ各林区ニ配布シ其地ノ習慣ト實際トヲ計リ逐条其得失適否ヲ具申セシメ他日山林法起草ノ用ニ供センコトヲ希望セリ。」⁽²⁶⁾ という記述である。フルベッキ口授版のテキストの刊行は 1882 年（明治 15 年）であるが、実際に翻訳に着手したのは当時の正院法制課の諮問により 1874 年（明治 7 年）頃から開始され、2 年ほどで完成を見た⁽²⁷⁾。このように、当時既にフランス森林法の翻訳テキストが複数あったものの異同があったため田中耕造による再訳の作業が行われたこと、さらに逐条を質疑訂正する任に黒田綱彦があたったこと、校訳が完成した際には各林区で慣習と照らし合わせ山林法を起草させるために用いること、と記されている。このような背景に鑑みると、明治 15 年森林法草案には黒田綱彦訳版が主に活用されたと見られるが、この黒田綱彦訳版はフルベッキ口授版と照らし合わせて逐条を質疑訂正してゆく過程で生まれたものであり、フルベッキ口授の翻訳本も間接的にではあるが、明治 15 年森林法草案の起草に際して重要な影響があったと考えられる。

結

明治学院大学の白金校舎チャペル前にはフルベッキの石碑が建立されている。また、1967 年には歴代の学院長の肖像画が描かれることになった際には、歴代院長の他に先達としてフルベッキも選ばれ、油絵の肖像画が掲げられることがとなつた⁽²⁸⁾。さらに、彼が関わった著作の一部ではあるが、『耶穌教徵証論』・

『啓蒙天道溯源』・『人の神を拝むべき理由』・『基督教に関する誤解を弁ず』等、キリスト教に関する本の他に、法学分野では『法学指鍼』・『歐州各国憲法』・『仏国森林法同執行法令』が明治学院大学図書館の貴重書として所蔵されており、フルベッキの足跡を見ることができる。

この内、翻訳書の 1 つである『仏国森林法同執行法令』は、明治 15 年森林法草案にその影響が及んでいるように見られる。つまり、フルベッキが口授者として関わったフランス森林法と同様の規定が明治 15 年森林法草案に盛り込まれているため同草案は 1827 年フランス森林法の影響を強く受けていること、同草案の立案に際してはフルベッキ口述の翻訳版よりも黒田綱彦訳版が用いられていた可能性が高いこと、但しフランス森林法に 2 種の翻訳テキストがあるのは両者の翻訳で異同があったために再訳や逐条を質疑訂正する作業が必要となしたこと、その任に黒田綱彦があたっていたこと、その結果として明治 15 年森林法草案には間接的にフルベッキ口授版の影響があった可能性を指摘した。

一方で、森林法の翻訳にあたったフルベッキや黒田綱彦が記した文書等の調査をすることができず、その校訂の具体的な作業については考察し得なかった。また、紙幅の関係上主に明治 15 年森林法草案に焦点をあてたため、その他の関連法規、例えば明治 15 年森林法草案に規定されている罰則規定と旧刑法との関連につき、当時どのように議論されていたのかという点まで検討できなかつた。こうした点は、今後の課題として調査を進めてゆきたい。

注

- (1) 本稿の表記については、次の通りとする。表で一部旧字体を用いて記す場合を除き、旧字体は原則として新字体に改める。数字は基本的に算用数字を用い、年号は西洋暦と元号を併記する。また引用に際しては、適宜句読点を附すこととする。
- (2) フルベッキ研究の文献としては、次のものが代表的なものとして挙げられる。
高谷道男編訳『フルベッキ書簡集』新教出版社、1978 年。大橋昭夫・平野日出雄『明治維新とあるお雇い外国人—フルベッキの生涯—』新人物往来社、1988 年。

フルベッキと明治15年森林法草案

W.E. グリフィス著、松浦玲監修、村瀬寿代訳編『新訳考証 日本のフルベッキー無国籍の宣教師フルベッキの生涯—』洋学堂書店、2003年。伊藤典子『フルベッキ、志の生涯—教師そして宣教師として』あゆむ出版、2010年。

人物史の側面からは、村瀬寿代「フルベッキ研究の新たな可能性」『桃山学院大学キリスト教論集』第37号、2001年、19-43頁、及び村瀬寿代「フルベッキの背景—オランダ、アメリカの調査を中心に—」『桃山学院大学キリスト教論集』第39号、2003年、55-78頁、等の研究が注目される。

- (3) William Elliott Griffis, *Verbeck of Japan, A Citizen of No Country, A Life Story of Foundation Work Inaugurated by Guido Fridolin Verbeck*, New York: Fleming H. Revell Co., 1900.
- (4) 法学分野での功績については、前掲（注2）大橋・平野『明治維新とあるお雇い外国人—フルベッキの生涯—』293-336頁の他、梅溪昇『お雇い外国人⑪ 政治・法制』鹿島研究所出版会、1971年、15-45頁、にまとめられている。
- (5) 林田亀太郎『明治大正政界側面史』大日本雄弁会、1926年、45頁。小早川欣吾『明治法制史論 公法之部 上巻』巖松堂書店、1940年、248頁以下。
- (6) 幸崎英男「明治初期の翻訳語「自由」(2) —箕作麟祥『リボルチーノ説』から英文テキスト『On Liberty』へ—」『大阪学院大学通信』第30卷第9号、1999年、925-943頁。
- (7) 前掲（注2）高谷編訳『フルベッキ書簡集』154頁。前掲（注2）W.E. グリフィス著、松浦玲監修、村瀬訳編『新訳考証 日本のフルベッキー無国籍の宣教師フルベッキの生涯—』187頁。
- (8) 『文部省御雇外国人明細表』によると、明治3年(1870年)10月より明治6年(1873年)9月までの雇用期間で月給は600円であった、とされている。日本の英学100年編集部編『日本の英学100年 明治編』研究社、1968年、397-398頁。
- (9) フルベッキの明治6年(1873年)12月1日付けで交わされた雇入条約（雇用契約書）によると、任期は5年、給料は月400円、住まいは無償とし、食費は自費で行うこと、等の項目で契約を締結している。大日方純夫・我部政男編『元老院日誌』第1巻・明治8年～明治11年、三一書房、1981年、203-204頁。尚、同雇入条約は、国立公文書館にも「翻訳局及左院へ米人フヘルベツキヲ傭入」の文書として所蔵されている。
- (10) 箕作麟祥訳『仏蘭西法律書 刑法』大学南校、1870年。
- (11) ブーヴィエール著、細川潤次郎訳註『法律格言』律書房、1878年、4頁。
- (12) 国立公文書館及び国立国会図書館に所蔵されている資料の調査をもとに表を作成した。

尚、当時はフルベッキの名前が様々に記されていることを見るために、旧字体・

フルベッキと明治 15 年森林法草案

旧表記を用いて記した。

- (13) 伊原沢周「日中両国の初期官立洋学校と二人の宣教師（下）——マーティンとフルベッキを中心にして——」『追手門学院大学文学部紀要』第 34 号, 1998 年, 6 頁。前掲（注 2）伊藤『フルベッキ、志の生涯—教師そして宣教師として』22 頁。
- (14) 明治初期の森林法制の動向について整理した代表的な研究として、次のものがある。松波秀実『明治林業史要』大日本山林会, 1919 年。鳥羽正雄「明治初期の森林法草案に就いて」『社会経済史学』第 5 卷第 10 号, 1936 年, 134-140 頁。林業発達史調査会編『日本林業発達史 上巻—明治以降の展開過程—』林野庁, 1960 年。中尾英俊「林野関係法（法体制確立期）」鶴飼信成他編『講座 日本近代法発達史』第 10 卷, 勁草書房, 1961 年, 41-98 頁。農林省大臣官房総務課編『農林行政史』第 5 卷上, 農林協会, 1963 年, 261-324 頁。萩野敏雄「日本森林法成立の前史過程（1）・（2）・（3・完）」『林業経済』第 23 卷第 3 号・第 4 号・第 5 号, 1970 年, 1-12 頁及び 44 頁・28-37 頁・24-30 頁。筒井迪夫『森林法の軌跡』農林出版, 1974 年, 1-126 頁。
- (15) 詳細については、前掲（注 14）『日本林業発達史 上巻—明治以降の展開過程—』3-24 頁, を参照されたい。
- (16) 島津忠重署『大久保利通文書』第 6, 大久保家藏版, 1928 年, 365 頁。
- (17) 『山林規則議案並概算経費書』の附録として、仮山林規則の他にも、御布告案・山林局本支職制・仮官伐供給規則・仮監守規則・仮培養規則が示された。『山林規則案並附属諸規則案』内務省, 1879 年。
尚、『山林規則議案並概算経費書』は、『松方家文書』第 54 冊にも収められている。『松方家文書』（近代諸家文書集成第 1 集）, ゆまに書房, 1987 年。
- (18) 例えば、官林を 3 種に区分することは 1876 年（明治 9 年）の官林調査仮条例の第 8 条に見受けられる（但し、名称は、一等官林・二等官林・三等官林、となっている）。また、山林局の設置は 1879 年（明治 12 年）に実現する。
- (19) 発布に至らなかった理由として、外国の森林法制に倣った規定に対して国情に合致していないとの批判や、フランスとドイツの森林学の派閥対立を見るもの、及び西南戦争後のインフレに伴う国家財政の危機により森林法制定が頓挫したことを指摘するものがある。前掲（注 14）『日本林業発達史 上巻—明治以降の展開過程—』290 頁。前掲（注 14）萩野「日本森林法成立の前史過程（2）」35 頁。
- (20) 保存林・森林警察・罰則等の規定に関連性があることが指摘されている。前掲（注 14）『日本林業発達史 上巻—明治以降の展開過程—』299-310 頁。
- (21) 明治期の森林法改正について焦点をあてたものとして、金丸平八「林業史研究（1）明治 40 年の森林法改正を中心として—」『三田学会雑誌』第 47 卷第 5 号, 1954 年, 41-74 頁、及び、宇治順一郎「近代林業の法制的的前提—明治年間における

フルベッキと明治 15 年森林法草案

る森林法の制定と改訂を中心として—』『三田商学研究』第 2 卷第 4 号, 1959 年, 375-402 頁, の研究がある。

- (22) 明治 15 年森林法草案は、「フランス森林法を骨子として作成されたものであり、そのため「殆ど翻訳的の法案」とよばれた」ものであった、と評されている。前掲（注 14）『日本林業発達史 上巻—明治以降の展開過程—』281 頁。
- (23) 国立公文書館及び国立国会図書館に所蔵されている資料の調査をもとに表を作成した。
尚、前掲（注 12）と同様、表内は旧字体・旧表記を用いて記した。
- (24) 本稿執筆にあたっては、『森林法草案・森林法草案参考書（I）・（II）』（林業発達史資料第 50 号・第 52 号）林業発達史調査会, 1956 年の復刻版を用いた。
- (25) 明治 15 年森林法草案の内、外国の森林法の規定を参考としているのが全体の 45% で、その内フランス森林法は 25% を占めている、との統計データが示されている。萩野敏雄「資料 「明治 15 年森林法草案参考書」の集計結果」『林業経済』第 40 卷第 5 号, 1987 年, 30 頁。
- (26) 前山林局長桜井勉『山林局事務引継書』1880 年。
- (27) 前掲（注 2）大橋・平野『明治維新とあるお雇い外国人—フルベッキの生涯—』324 頁。
- (28) この経緯については、工藤英一「記念館肖像画の人びと—初代宣教師と歴代総理・院長—』『明治学院史資料集 第 13 集』明治学院大学図書館, 1986 年, 1-17 頁、に詳しい。